

太田市「広報おた」表紙ロゴデザイン募集要項

1. 趣旨・目的

市民の方が手に取って読んでみたくなる広報紙づくりのため、あらゆる世代、すべての地域、多様な立場の市民が広報紙に親しみや愛着を感じるとともに、太田市の魅力を向上させるロゴデザインを募集します。

2. 募集内容

太田市の広報紙の表紙の題字に使用するロゴデザインの募集

3. 応募資格

本市出身あるいは市内在住、在勤、在学いずれかの要件を満たすデザイナー

(デザインを生業とする者、デザインに関する学業を収めた者・就学中の18歳以上)

※プロ・アマの別は問いません。

※選考の際に上記資格確認のため、ご連絡する場合があります。

4. 募集期間

2025年8月1日(金)～9月24日(水)必着

5. デザイン作成上の注意事項

(1) デザインのコンセプトは、「1. 趣旨・目的」を踏まえ、太田市のイメージを表現したものとします。

【太田市のイメージ】＝緑と公園が多く、安心して子育てができるまち。歴史・文化を受け継ぎ、四季を通して様々な表情を魅せるまち。全国有数の工業都市として、活気溢れるまち。

【デザインのコンセプト】＝●親しみやすい ●カジュアルでかわいらしい(優しい)印象
●明るく気持ちが前向きになる印象

※なお、ロゴデザインは上記に例示された太田市のイメージのいずれかを表現し、デザインのコンセプトに沿うように作成ください。

(2) 応募作品は未発表のオリジナル作品に限ります。

(3) ロゴデザインは広報紙(タブロイド版)表紙の上部左側(現在「OTA」のロゴを使用している箇所)に使用する予定です。

広報掲載用ロゴは概ね縦 2.9 cm×横 8 cmで作成ください。(別紙表紙イメージ参照)

(4) イラスト、書、版画、グラフィックデザイン等、デザイン手法や画材は不問とし、絵柄と文字を組み合わせたデザインも可とします。ただし、幅広い市民が読みやすいデザインとなるよう考慮してください。

(5) 色は自由ですが、フルカラー、単色、モノクロ等で使用、またはサイズを変えて使用する場合があります。考慮してください。

※実際の紙面では、表紙に使用する写真に応じて色を変更する場合があります。

(6) 左開きであることを考慮してください。

(7) 必ず次の項目を考慮し作成してください。

・「太田」を平仮名・ローマ字を使用しデザインする。ロゴデザインの中に「広報おおた」を表記してください。（書体は問わない）

・広報紙へ印刷、市HP等に掲載した際に視認性・可読性を損なわないよう、字の大きさや線の太さに配慮してください。

(8) AI を使用した作品は不可とします。

6. 応募方法

作品の応募は市 HP にある応募専用フォーム、郵送、持参のいずれかでお願いします。

1 人何作品でも応募可能ですが、応募 1 回につき 1 作品です。

※作品データは容量 10MB 以内で、ファイル形式は PDF、JPEG、PNG に限ります。

(1) 応募専用フォームの場合

URL <https://logoform.jp/form/VswA/1147614>

(2) 郵送または持参の場合

所定の応募用紙と作品データを記録した媒体（DVD-R 等）を封筒に入れて、表面に赤字で「広報ロゴデザイン在中」と明記し、以下の提出先へ郵送または持参してください。

【提出先】〒373-8718（住所不要）太田市役所広報課

※応募用紙は市 HP からダウンロードするか、広報課窓口でも配布しています。

※持参の場合は平日（8 時 30 分～17 時 15 分）にお持ちください。

7. 応募上の注意

(1) 応募、提出いただいたデータ、書類は返却しません。

(2) 「おおたん」「ネオタ」「ぐんまちゃん」等のキャラクターは使用できません。

8. 審査および選考

ロゴデザイン選定委員会において審査し、作品 1 点を選定します。

※採用された方には副賞として OTACO5 万円分を贈呈します。

9. 結果発表

11 月上旬に採用者本人に連絡し諸手続きを終了した後、「広報おおた」にて審査結果を発表します。ロゴデザインの使用は令和 8 年 4 月 1 日号からを予定しています。

10. 個人情報の取り扱い

- (1) 応募作品に係る個人情報については、応募状況の確認、作品の審査・発表、採用者への通知以外の目的で使用することはありません。
- (2) 採用作品を発表する際には、採用された者の氏名（または雅号可）を公表します。
ただし、本人が希望しない場合は、非公表とします。

11. その他（留意事項）

- (1) 採用作品の著作権、商品化権、使用权、商標権その他一切の権利は、無償譲渡するものとし、太田市に帰属するものとします。またその使用に関して著作者は著作者人格権を行使できないものとし、商標登録、商品化に関する対価は無償とします。
- (2) 第三者の著作権、商標権、その他法律上保護される一切の権利を侵害するおそれのない自作の未発表作品にてご応募ください。
- (3) 作品提出にかかる費用については、応募者の負担とします。
- (4) 応募作品は提出後に修正することはできません。
- (5) 選考過程や選考結果に関する問合せは、一切応じられません。
- (6) 審査するに当たり選考に残ったロゴデザインは、太田市からの軽微な修正または加工依頼について、協議させていただく場合があります。
- (7) 以下の応募は選考対象とはなりません。
 - ア 公序良俗に反する場合
 - イ 提出書類に不備又は虚偽の記載をした場合
 - ウ 採用作品が既発表のものと同一もしくは酷似している場合
 - エ 第三者の知的財産権の侵害の恐れがある場合
 - オ 法令又は本募集要項に反する場合なお、採用後に発覚した場合は採用を取り消します。
- (8) 採用作品について、第三者から権利侵害などの損害賠償を提起された場合、応募者自らの責任と費用で解決してください。太田市は一切の責任を負いかねます。なお、採用作品に関して、太田市が損害を被った場合は、損害を賠償していただく場合があります。
- (9) 応募をもって本募集要項に同意いただいたものとみなします。

12. 問い合わせ先

〒373-0817 太田市浜町 2 番 35 号

太田市企画部広報課広報係

・電話:0276-47-1812

・メール:005810@mx.city.ota.gunma.jp